

ロシア連邦  
連邦法

ロシア連邦商事訴訟手続法典第52条およびロシア連邦民事訴訟手続法典第45条の改正について

国家院採択 2022年9月28日

連邦院承認 2022年10月4日

**第1条**

ロシア連邦商事訴訟手続法典第52条（ロシア連邦法令集、2002年、No.30、掲載番号3012；2014年、No.26、掲載番号3392；2021年、No.27、掲載番号5110）に、以下の修正を施す：

1) 第1項に以下を内容とする段落を追加する：

「ロシア連邦の、犯罪により得た収益の合法化（ロンダリング）およびテロ資金供与対策に関する法、租税公課に関する法、為替関連法、ユーラシア経済同盟の関税関連の権利関係分野の法およびロシア連邦の関税規制関連の法に定める義務および手続きの履行を回避する目的で行われた取引の無効認定に関する、ならびにそうした取引を無効としたこと効果の適用（原状回復）に関する訴訟；

特別経済措置、外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置を定める法に違反して行われた取引の無効認定に関する、およびそうした取引を無効としたこと効果の適用に関する訴訟。」；

2) 第5項を以下の文言に変更する：

「5. 検察官は、以下において、合法性を担保するために、その事件に介入する者の手続的権利と義務をもって、民事訴訟のいずれの段階においても商事裁判所が審議している事件に介入することができる：

本条第1項に示すカテゴリーの事件；

仲裁裁判所決定の強制執行の令状発行の申請の検討に際して；

外国裁判所の決定および外国の仲裁裁定の承認およびその執行申請の検討に際して；

審理対象となっている係争が、ロシア連邦の、犯罪により得た所得の合法化（ロンダリング）およびテロ資金供与対策に関する法、租税公課に関する法、為替関連法、ユーラシア経済同盟の関税関連の権利関係分野の法およびロシア連邦の関税規制関連の法、ならびに特別経済措置、外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置を定める法に定める義務および手続きの履行を回避する目的で開始されたこと、および（または）上記の目的で行われた架空または虚偽の取引から生じたことを立証する事情が明らかになった場合；

破産（倒産）に関する事件において、未成年者を含む市民の居住権に影響が及ぶ場合。」。

**第2条**

民事訴訟手続法典第45条（ロシア連邦法令集、2002年、No.46、掲載番号4532；2009年、No.14、掲載

番号1578) に、以下を内容とする第4項を追加する：

「4. 合法性を担保するために、検察官は自らの発意または裁判所の発意により、以下についての結論を下すために、訴訟のいずれの段階においても、裁判所が審議している事件に介入することができる：

1) 特別経済措置、外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置を定める法に違反して行われた取引の無効認定について；

2) 仲裁裁判所決定の強制執行の令状発行の申請、外国裁判所の決定および外国の仲裁裁定の承認およびその執行の請願の裁判所による検討に際して；

3) 審理対象となっている係争が、ロシア連邦の、犯罪により得た所得の合法化（ロンダリング）およびテロ資金供与対策に関する法、租税公課に関する法、為替関連法、関税関連の権利関係分野のユーラシア経済同盟の法およびロシア連邦の関税規制関連の法、ならびに特別経済措置、外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置を定める法に定める義務および手続きの履行を回避する目的で開始されたこと、および（または）上記の目的で行われた架空または虚偽の取引から生じたことを立証する事情が明らかになった場合。」。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年10月7日

第387-FZ号